



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 4 0 号

平成27年(2015年)8月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて (建築指導課)	2
●告 示		○開発行為に関する工事の完了について ( " )	2
○市道の区域の変更について (道路管理課)	1	●公営企業告示	
●公 告		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	2
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	1	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " )	3
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	1		
○土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課)	2		

## 告 示

●金沢市告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年8月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成27年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	森山1丁目線 2号	森山1丁目 678番 1先から	旧	2.8~5.2	232.0
		森山1丁目 446番 先まで	新	4.0~5.2	232.0
一般市道	森山1丁目線 10号	森山1丁目 60番 先から	旧	2.7~4.8	118.7
		森山1丁目 102番 先まで	新	4.0~4.8	118.7

## 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成27年8月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林局農業振興課において縦覧に供します。

平成27年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成27年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
15	株式会社西原ネオ	東京都港区芝浦2丁目11番5号	平成27年7月22日
63	株式会社トスマク	小松市安宅新町ナ37番地	平成27年7月22日
8	ニッコー株式会社	白山市相木町383番地	平成27年7月23日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市副都心北部直江土地区画整理組合  
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
上坂 俊弥	金沢市北間町イ8番地	平成27年5月11日
吉田 忠夫	金沢市直江町ホ50番地	平成27年6月30日
土肥 昭賢	金沢市近岡町823番地	平成27年6月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成27年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第233号	平成27年8月3日	金沢市増泉2丁目9番の一部	13.60	4.00

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成27年8月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市東蚊爪町ク1番2、1番3、5番3、16番1から16番3まで、17番1から17番6まで、18番1から18番3まで、19番1から19番4まで、20番1及び20番2並びにラ44番4、45番2、46番2及び46番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市東蚊爪町ラ47番地1 株式会社アベックス 代表取締役 沖野 幸一	道路 金沢市東蚊爪町ク1番2、1番3、5番3、16番2、16番3、17番3から17番6まで、18番2、18番3、19番3、19番4及び20番2並びにラ44番4、45番2、46番2及び46番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第21号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年8月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成27年4月1日から同年6月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 57,990円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 62,460円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 58,610円

2 原料価格変動額 30,900円

算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 58,610円(1トン当たり平均原料価格) = 30,900円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 30,900円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から25.34円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

4 平成27年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	222円41銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	220円41銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	207円91銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	206円8銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	201円8銭

●金沢市公営企業告示第22号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年8月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成27年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 62,460円

(2) 原料価格変動額 23,800円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,460円(1トン当たり平均原料価格) = 23,800円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 23,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.56円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成27年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	425円55銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	416円45銭

## 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成27年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 62,460円

- (2) 原料価格変動額 23,800円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,460円(1トン当たり平均原料価格) = 23,800円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 23,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.56円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成27年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	407円30銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	398円20銭

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成27年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 62,460円

- (2) 原料価格変動額 23,800円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,460円(1トン当たり平均原料価格) = 23,800円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 23,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.56円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成27年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	411円21銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	402円11銭

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成27年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 62,460円

## (2) 原料価格変動額 23,800円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格)－62,460円(1トン当たり平均原料価格)＝23,800円(100円未満切捨て)

## (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－23,800円(原料価格変動額)÷100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.56円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

## (4) 平成27年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	399円71銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	390円61銭

## ◎正 誤

○平成26年10月29日付け金沢市公報号外第29号の2

頁	箇所	誤	正
2	上から11行目 及び12行目	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

○平成27年7月21日付け金沢市公報第2838号

頁	箇所	誤	正
3	上から24行目	指定年月日	許可年月日

平成27年(2015年)8月11日 印刷  
平成27年(2015年)8月11日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄